

新型インフルエンザ ワクチン接種の実施について

接種までの流れ

①スケジュールと接種できる医療機関の確認

優先接種対象に該当するかたは、かかりつけの医療機関に具体的なスケジュールと接種できるかをお問い合わせください。

②接種の予約

接種を希望する医療機関に予約してください。

③医療機関へ提示する書類の用意

実際に接種を受けるときは、窓口で必要書類を提示し、ご自分が優先接種対象者であることをお示しください（提示書類は下表のとおりです）

④接種の実施

医師からワクチン接種の注意事項などについて説明を受けたあと、本人の同意により接種が行われます。

接種後に、接種部位がはれるなどの副反応が出た場合は医師に相談してください。

接種に必要な提示書類

優先接種対象者	提示する書類
①基礎疾患があるかた	優先接種対象者証明書（かかりつけ医で発行） ※かかりつけ医で接種する場合は不要です
②妊娠中のかた	母子健康手帳
③1歳から小学3年生	母子健康手帳または健康保険被保険者証
④小児（1歳未満）の保護者	母子健康手帳、健康保険被保険者証 または住民票
⑤小学4年生から高校生に相当する年齢のかた	健康保険被保険者証、学生証または住民票
⑥65歳以上のかた	健康保険被保険者証、運転免許証 または住民票

※上記対象者のうち、負担軽減対象者は非課税世帯であることを証明する書類

優先接種の対象となる基礎疾患

- 優先接種の対象となるかどうかは、基礎疾患の基準を参考に診療に当たっている医師が総合的に判断することになります。
- 次の基礎疾患があるかたでも、接種が適切ではない場合があります。
ご自身の病態やワクチン接種について、かかりつけ医と相談してください。

基礎疾患の分類

1 慢性呼吸器疾患	7 糖尿病
2 慢性心疾患（高血圧を除く）	8 疾患や治療に伴う免疫抑制状態
3 慢性腎疾患	8-1 悪性腫瘍
4 慢性肝疾患	8-2 関節リウマチ・膠原病
5 神経疾患・神経筋疾患	8-3 内分泌疾患（肥満を含む）
6 血液疾患 （鉄欠乏性貧血と、免疫抑制療法を受けていない 特発性血小板減少性紫斑病・溶血性貧血を除く）	8-4 消化器疾患
	8-5 HIV感染症・その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
	9 小児科領域の慢性疾患

新型インフルエンザワクチン接種相談窓口

- 保健福祉部 保健課 Tel 81-2271
- 滝根行政局 市民課 Tel 78-1203
- 大越保健センター Tel 79-3133
- 都路行政局 市民課 Tel 75-2112
- 常葉行政局 市民課 Tel 77-2113



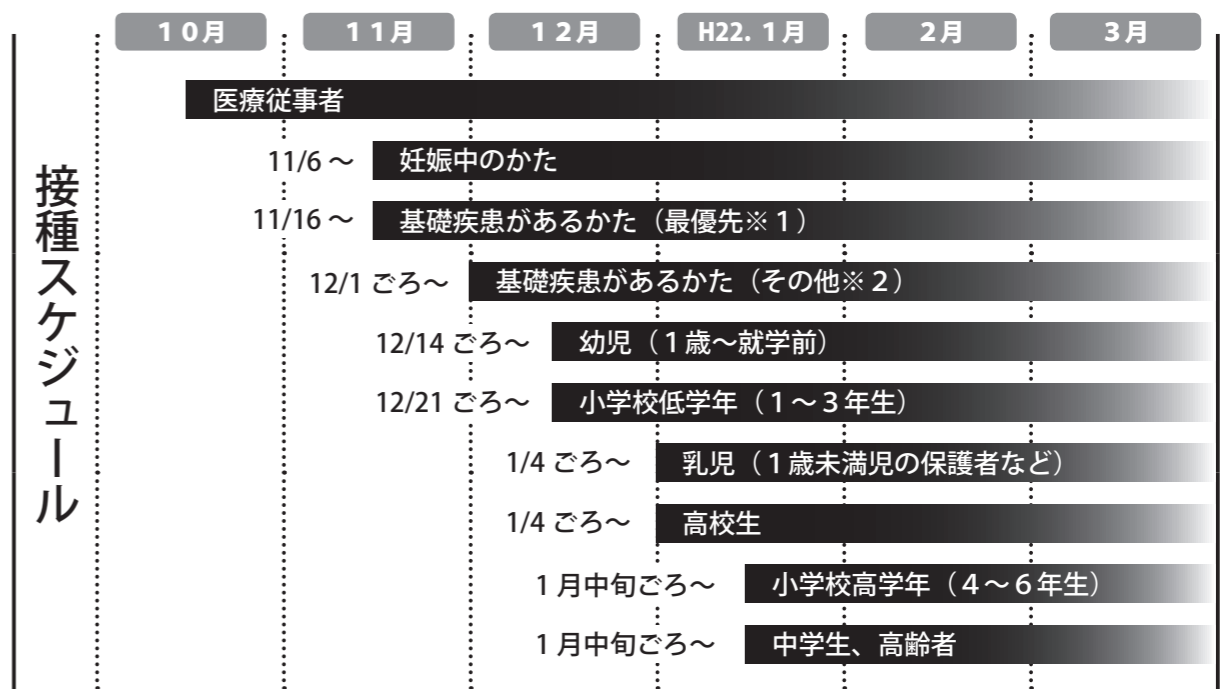
優先的に接種できるかた

ワクチン接種は、当面確保できるワクチンの数に限りがあり一定量が順次供給されることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすために必要な医療を確保することを目的に、優先的に接種できる対象者が決められています。

具体的には、死亡や重症化のリスクの高いかたを優先すること、感染者の治療に直接従事するかたを優先することを基本方針としてスケジュールが決められました。

なお、このスケジュールは対象者全員が2回接種することを想定したもので、前倒しになる可能性があります。

接種スケジュールのめやす（H21.11.6 現在）



※1「基礎疾患があるかた（最優先）」とは、特に重症化のリスクが高いかたで、医師が一定の基準に該当すると判断したかたです。

※2（最優先※1）以外のかたへの接種は、※1のかたの接種状況をふまえて対応していきます。

ワクチンの接種費用について

ワクチン接種費用は自己負担となります。

接種費用 合計 6,150円
 1回目 3,600円
 2回目 2,550円（1回目と異なる医療機関での接種は3,600円）

優先接種対象者のうち、生活保護世帯および市民税非課税世帯に対し、国・県の補助基準に準じて費用を助成します。

- 非課税世帯の証明が必要です。（接種者1人につき1枚の証明が必要です）
- 証明書の申請窓口は本庁保健課、各行政局市民課および各出張所です。